

議案第 81 号

平成 24 年度北名古屋市一般会計補正予算（第 2 号）について

平成 24 年度北名古屋市一般会計補正予算（第 2 号）について議会の議決を求める。

平成 24 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

平成24年度北名古屋市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度北名古屋市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,964,988千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

- 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年12月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		63,000	1,756	64,756
	1 地方特例交付金	63,000	1,756	64,756
9 地方交付税		1,400,000	148,129	1,548,129
	1 地方交付税	1,400,000	148,129	1,548,129
11 分担金及び負担金		324,329	1,960	326,289
	1 負担金	324,329	1,960	326,289
13 国庫支出金		2,651,274	128,001	2,779,275
	1 国庫負担金	2,320,517	117,423	2,437,940
	2 国庫補助金	313,143	10,578	323,721
14 県支出金		1,312,145	39,904	1,352,049
	1 県負担金	585,876	32,721	618,597
	2 県補助金	548,675	7,183	555,858
19 諸収入		825,724	34,400	860,124
	4 雑入	645,549	34,400	679,949
20 市債		2,746,000	204,000	2,950,000
	1 市債	2,746,000	204,000	2,950,000
歳入合計		24,406,838	558,150	24,964,988

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,474,588	19,000	2,493,588
	1 総務管理費	1,781,692	19,000	1,800,692
3 民生費		9,822,162	226,383	10,048,545
	1 社会福祉費	4,481,665	153,942	4,635,607
	2 児童福祉費	4,414,896	2,441	4,417,337
	3 生活保護費	925,597	70,000	995,597
7 商工費		283,082	545	283,627
	1 商工費	283,082	545	283,627
8 土木費		2,139,154	△57,128	2,082,026
	2 道路橋りょう費	431,498	7,700	439,198
	4 都市計画費	1,330,435	△64,828	1,265,607
9 消防費		815,591	2,630	818,221
	1 消防費	815,591	2,630	818,221
13 諸支出金		465,777	366,720	832,497
	1 基金費	465,777	366,720	832,497
歳出合計		24,406,838	558,150	24,964,988

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
3民生費	2児童福祉費	児童センター 建設事業費	千円 382,718	平成24年度	千円 117,218	千円 380,918	平成24年度	千円 119,418
				平成25年度	265,500		平成25年度	261,500

第 3 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2総務費	1総務管理費	庁舎整備事業費	千円 18,900

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	千円 11,900	普通貸借 又 証券発行	2.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例債	千円 1,228,000	普通貸借 又 証券発行	2.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 1,216,100	普通貸借 又 証券発行	2.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	1,140,000				1,344,000			